

これまで村の分譲事業を利用した方へ

～定住化商品券交付のお知らせ～

このちらしは世帯主の方宛てで送付いたしましたが、所有者が違う場合はご容赦ください

大湊村では、村内定住促進を図り、村の活性化に寄与することを目的として、これまで村の宅地分譲事業により購入した土地に建築及び維持補修等を行った家屋の所有者に、村内で利用できる商品券を交付いたします。該当となる工事をされた方はどうぞ申請してください。

◎交付対象者

以下のすべてに該当する方が対象者です。

- (1) 平成23年1月1日に村に住民票がある方
- (2) これまで村の宅地分譲事業により購入した土地に建築及び維持補修等を行った家屋の所有者 *借りてお住まいの方は対象外となります。
- (3) 上の(1)、(2)の家屋を不動産賃貸業に供していない方

◎交付対象経費

- (1) 家屋の建築又は維持補修にかかった費用
- (2) 分譲地内における構築物の設置又は外構工事に要した費用
*例えば…キッチンをリフォームした、車庫をつくった、塀や垣根をつくった、など

◎交付額

工事の合計額の2分の1、又は10万円のいずれか低い額を、村内で利用できる商品券で交付します。

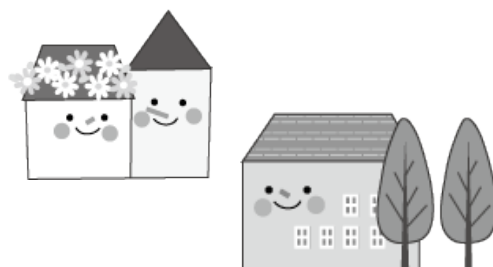
◎工事の実施期間及び申請回数

工事の実施期間：平成23年度から25年度まで

*この期間に実施した工事が対象となります。

*工事を実施した年度内に申請してください。

申請回数：期間を通して1回



◎申請方法

次の書類を役場 総務企画課へ提出してください。

- ①大湊村定住促進商品券（分譲地居住者）交付申請書
*申請書は役場にあります。（村のホームページからもダウンロードできます。）
- ②購入した費用を説明する書類の写し
- ③世帯票（ただし、申請者(家の所有者)が分譲地を購入した者と異なる場合のみ）



申請・問い合わせ先
大湊村役場総務企画課
企画財政班 TEL 45-2111